

日本における新型コロナウイルス感染症に関する水際対策の抜本的強化について

2020 年 3 月 6 日

●3月5日、新型コロナウイルス感染症対策本部で「水際対策の抜本的強化に向けた新たな措置」が決定されました(3月6日関連閣議了解)。

●本件措置のうち、在留邦人の皆様に関連する主要点は以下のとおりです。日本への帰国等の際には必ず最新情報をご確認ください。

●検疫の強化については、中国や韓国経由で日本に入国される方も対象となります。

●コロナウイルス関連情報は、領事メール、当館 HP 及びスイス連邦保健局 HP から、最新情報をご確認ください。

●3月5日、新型コロナウイルス感染症対策本部で「水際対策の抜本的強化に向けた新たな措置」が以下のとおり決定されました。本件措置は、諸外国で新型コロナウイルス感染症の感染が拡大する中、今が正念場であり、感染拡大を防止するため、国内対策はもとより機動的な水際対策についても、引き続き躊躇なく断行する観点から実施されるものです。

●本件措置のうち、特に「2 検疫の強化」については、中国(香港及びマカオを含む。以下同様。)及び韓国から入国される日本人の皆様(中国及び韓国を経由される方も含む)も対象となること、ご注意ください。また、「3 航空機の到着空港の限定等」についてもよくご確認ください。

* * *

水際対策の抜本的強化に向けた新たな措置

1 入国拒否対象地域の不断の見直し(法務省)

韓国及びイランに対して包括的な入国禁止措置の適用を可能とし、韓国及びイランのそれぞれの一部地域(注)を追加指定。

(注)韓国:慶尚北道慶山(キョンサン)市、安東(アンドン)市、永川(ヨンチョン市、漆谷(チルゴク)郡、義城(ウィソン)郡、星州(ソンジュ)郡、軍威(ゲンウィ)郡

イラン:コム州、テヘラン州、ギーラーン州

2 検疫の強化(厚生労働省)

中国(香港及びマカオを含む。以下同様。)及び韓国からの入国者に対し、検疫所長の指定する場所で14日間待機し、国内において公共交通機関を使用しないことを要請。

3 航空機の到着空港の限定等(国土交通省)

(1)航空機:中国又は韓国からの航空旅客便の到着空港を成田国際空港と関西国際空港に限定するよう要請。

(2)船舶:中国又は韓国からの旅客運送を停止するよう要請。

4 査証の制限等(外務省)

(1)中国及び韓国に所在する日本国大使館又は総領事館で発給された一次・数次査証の効力

を停止。

(2)香港及びマカオ並びに韓国に対する査証免除措置を停止。

5 水際対策に関する日中韓を始めとする国際協力の強化

上記1. の措置は、3月7日午前0時から当分の間、実施する。ただし、実施前に外国を出発し、実施後に本邦に到着した者は、対象としない。

上記2. ～4. の措置は、3月9日午前0時から3月末日までの間、実施する。右期間は、更新することができる。

* * *

また、上記2 検疫の強化に関連し、中国や韓国経由で日本に入国する場合は上記2の措置の対象となりますところ、厚労省からの本件に関する以下のメッセージをご紹介します。

○3月9日(月)午前0時から、まずは3月末日までの間、検疫の強化を開始する。

○具体的には、日本へ入国した後、14日間、検疫所長が指定した場所に待機することが要請されることになる。

○この期間中に日本へ帰国することを検討している在留邦人におかれては、新型コロナウイルス感染症にかかる日本の水際対策の強化の必要性についてご理解いただき、上記の日本政府の取組にご協力いただきたい。

○なお、当該措置によって必要となる宿泊施設や交通機関のキャンセル料は(国から補償されることはなく)すべて自己負担となるので、あらかじめご留意いただきたい。

(関連情報のホームページ)

ホームページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

詳細ページ

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00098.html

(上記に係る連絡先)

国内の方向け 0120-565653(フリーダイヤル)

国外の方向け+81-3-3595-2176

○なお、スイスにおける新型コロナウイルス関連情報は、領事メール及び当館 HP で累次お伝えしているとおりです。また、他国に渡航される際には、新型コロナウイルス感染症を受け、各種入国制限等を導入・強化している国・地域が増えているところ、必ず渡航先政府の最新情報を事前にご確認ください。なお、日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限については、以下の HP にとりまとめています。

○新型コロナウイルスの感染・疑いがある旨診断された場合は、当館まで御一報願います。

○在留届及び「たびレジ」への登録のお願い

海外渡航前には、万が一に備え家族や友人、職場等に日程や渡航先での連絡先を伝えておくようにしてください。3か月以上滞在する方は、緊急事態に備え必ず在留届を提出してください。

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/RRnet/index.html>)

また、3か月未満の旅行や出張などの際には、渡航先における情報を迅速に入手するためにも「たびレジ」が大変便利です。第三国へ渡航の際は、下記リンクから訪問先のたびレジ登録をよろしくお願いします。

(<https://www.ezairyu.mofa.go.jp/tabireg/index.html>)

参考:新型コロナウイルス感染症対策本部(第17回)資料

https://www.kantei.go.jp/jp/singi/novel_coronavirus/th_siryou/sidai_r020305.pdf

参考:査証の制限についてのご案内(外務省 HP)

https://www.mofa.go.jp/mofaj/page1_000848.html

参考:日本からの渡航者・日本人に対する各国・地域の入国制限措置及び入国・入域後の行動制限

https://www.anzen.mofa.go.jp/covid19/pdfhistory_world.html

参考:外務省海外安全 HP

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

参考:当館 HP

https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

参考:スイス連邦保健局新型コロナウイルス関連サイト

(スイス連邦内務省保健局:新型コロナウイルス)

<https://www.bag.admin.ch/bag/de/home/krankheiten/ausbrueche-epidemien-pandemien/aktuelle-ausbrueche-epidemien/novel-cov.html>

※リンクはドイツ語版。他にフランス語版、イタリア語版及び英語版有

参考:厚生労働省ホームページ(新型コロナウイルス感染症について)

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html

(問い合わせ窓口)

○外務省領事サービスセンター

住所:東京都千代田区霞が関 2-2-1

電話:(代表) 03-3580-3311 (内線) 2902、2903

(外務省関連課室連絡先)

○外務省領事局政策課（海外医療情報）

電話：（代表）03-3580-3311（内線）4475

○海外安全ホームページ

（PC版・スマートフォン版）

<https://www.anzen.mofa.go.jp/>

（モバイル版）

<http://www.anzen.mofa.go.jp/m/mbtop.html>

（現地在外公館連絡先）

○在スイス日本国大使館 領事班

電話：031 300 2222

Fax：031 300 2256

メール：consularsection@br.mofa.go.jp

ホームページ：

https://www.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html

○在ジュネーブ領事事務所

電話：022 716 9900

Fax：022 716 9901

メール：consulate@br.mofa.go.jp

ホームページ：

https://www.geneve.ch.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html